論説

高齢社会の財産管理・現状と課題

新　井　　誠

Ⅰ．新しい高齢者像
Ⅱ．高齢者の消費者被害の実態
Ⅲ．権利擁護の必要性
Ⅳ．信託制度の活用と権利擁護

Ⅰ．新しい高齢者像

高齢者問題は各方面で論じられ、解決も図られてきたが、従来、その中心課題は、「高齢者は経済的にも、健康面でも弱者であるから、いかに救済の手を差し伸べるべきか」、あるいは「どの程度、誰がその負担を負うのか」、という問題であった。そのため、問題はもっぱら国や自治体の行政上の問題として認識されてきた。

一世代前の'55年（昭和30年）は、人口全体の40.7％が農業世帯人口であり、都市部でも貧困な庶民が多かった時代であった。平均的な庶民にはこれという資産もなく、とりわけ高齢者には長男夫婦の扶養・介護を受けながら、細々と孫や子と同居して余生を過ごしていた人も多かった。多くの人が一生借家暮らしで、マイホームは夢の世界であった。銀行へは一度も入ったことがなく、相続税を払うことなど考えたこともないというのが平均的な水準であった。

ところが、高度成長とともにこれが一変した。'50年代に高度成長が始まり、

個々人が飛躍的に経済力をつけ、専業農業世帯人口が5％程度に激減し、都市人口が急増した。1人当たりの国民所得は、'40年代にはアメリカの10分の1以下であったものが、現在ではアメリカを上回るまでになった。

これにつれて、居住環境、労働条件、医療制度等は著しく改善された。文化的にも、高齢者が海外旅行、文化講座、スポーツ等にも積極的に参加するようになり、高齢者のイメージはすっかり変わりつつある。

もちろん現在でも、高齢者は健康や収入という点では相対的に弱者であることは否定できない。しかし、今後も高齢者の問題を弱者保護の問題としてとらえることは、必ずしも妥当なことではなくなりつつあるといえよう。

長命化が進んだのと同時に、高齢者の生活には、この数十年の経済の高度成長、所得の平準化、資産価格の高騰等により、次のような大きな変化が生じた。

第1は、フローの面では、高齢者の生活支援等の社会保障が国際的に見ても高い水準に達し、大半は一応の暮らしに心配がなくなったことである。

第2には、高齢者の持つ資産の価格が高騰し、いつの間にか高齢者の中には相当の資産家が誕生したことである。

第3には、高齢者の身辺から資産・生計を管理する家族等が減少したということがある。

これらは、いずれも長命化とは直接の因果関係はないが、同じ原因、つまり産業の発展に伴う生活の変化によるものであり、これらが競合することによって、20～30年前の高齢者にはなかった問題が生じてきたわけである[1)]。

Ⅱ．高齢者の消費者被害の実態

このように高齢者の生活が変化し、その変化に伴って、高齢者を狙った消費

1)　新井誠編著『高齢社会と信託』（1995年、有斐閣）1-5頁（木村恒弐執筆）に依る。なお、本稿は新井誠「高齢者の消費者被害と権利擁護」国民生活34巻9号（2004年）6-9頁、同「高齢者の財産管理・活用」法律時報77巻5号（2005年）26-31頁と重複することをお断りしておきたい。

者被害が急増している。国民生活センターのPIO-NET（全国消費生活情報ネットワーク・システム）に集められたデータから、その実態を見てみたい。

70歳以上の高齢者からの相談は年々上昇傾向にあり、その内容を他の年齢と比べると、健康や住宅に関連した相談が多く、また家庭訪販、SF商法（催眠商法）、点検商法などが特徴的である。強引な販売方法、認知症高齢者を狙った手口もある。商品・サービス別に見ると、健康関連商品、住宅関連の工事などの相談が目立つ。家庭訪販やSF商法ではふとん類、点検商法では床下換気扇が多い。高齢者自身ではなく、家族や介護者などが相談している割合が高いという特徴もみられる。

問題点としては、健康に対する不安に付け込んだり、病気に対する効能・効果をうたって販売するもの、住んでいる家や設備について不安をあおるもの、老後の資金を増やすなどといって経済的不安に付け込んだ販売が行われている点を指摘することができる。独居高齢者の場合、事業者と高齢者のみで契約が行われ、家族が実態を把握できないことも多く、長時間の勧誘で疲労させ無理やり契約させたり、年金や貯蓄を切り崩させて分割払い契約を締結させ、認知症高齢者に対して、次々と契約させる事業者もいる。

Ⅲ．権利擁護の必要性

このように生活上の様々な不安要因に付け込まれ深刻な被害を受けている高齢者を守るためには、新しい権利擁護の考え方が必要であるが、以下それについて述べたい。

現在、わが国では驚異的ともいえるスピードで高齢化が進行している。これに伴い、介護を要する高齢者の数も劇的に増加しており、いわゆる「介護リスクの一般化」が生じている。

しかし、この一方で、核家族化による家族構成員数の減少、介護者の高齢化、女性の社会進出、社会規範の変化等の種々の要因により、これまで介護の主たる担い手であった家族の介護力は確実に低下してきている。「介護の社会化」が要請される所以である。

こうした社会情勢を背景として、’00年（平成12年）4月、成年後見制度、介護保険制度、社会福祉基礎構造改革という三つの新制度の導入を通じて、わが国の社会保障システム、あるいは権利擁護の歴史に新しい時代の幕が開けられた。三つの制度はともに高齢社会への対応策としての性格を持つものであり、制度運用の場面におけるその有機的な連携の成否が重要な課題となることはいうまでもない。

⑴ 介護保険制度の概要

介護保険制度は、’97年（平成9年）12月17日に公布された介護保険法によって創設された新しい高齢者介護システムであり、’00年（平成12年）4月1日の同法の施行を通じて、本格的に稼動を始めたものである。

制度の内容は、「加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排泄、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービスおよび福祉サービスに関わる給付」（介護保険法1条）を、社会保険方式に基づいて提供することである。

介護保険による介護サービス利用が広がり、ホームヘルパー、ケアマネジャー、訪問看護師などが認知症高齢者の住宅を訪ねる機会が増えた結果、被害が察知されやすくなった、といわれている点は権利擁護の視点からは重要である。

⑵ 成年後見制度の概要

禁治産・準禁治産宣告に代わる新たな成年後見制度の導入を目指す民法改正法など関連法4本が’99年（平成11年）12月に成立、’00年（平成12年）4月から施行された。現行民法が施行されて以来、100年ぶりの大改正となった。

成年後見制度というのは、要保護者をサポートする新しいシステムであるが、これは新しい考え方と結びついている。それが「ノーマライゼーション」「自己決定権の尊重」「身上保護の重視」である。

「ノーマライゼーション」とは、障害のある人を差別することなく、可能な限り今までと同様の生活を保障していくということである。今までは能力を剥奪しての保護であったものを、能力を奪わずに支援するという考え方である。

「自己決定権の尊重」には二つの意味がある。第1に、能力が低下した場合にも、その人の残存能力を活用しようということである。第2に、能力のあるときには能力喪失後の自己決定を、あらかじめ事前にしておくということである。

「身上保護の重視」とは、財産の保全だけではなく、その人の生活支援・自立支援を重視することである。Quality of Life（生活の質）の向上を目指す成年後見の取り組みといえる。

成年後見には、「法定後見」と「任意後見」がある。

従来の禁治産・準禁治産は法定後見であり、これは事後的な救済である。本人の能力がなくなり、保護を要する状況になってから、関係者の申し立てによって後見人・保佐人が選任される。

これに対し、最近、先に述べた三つの理念、とりわけ自己決定権（特に事前の自己決定）を重視する立場から、新しい後見が重視されている。これが任意後見である。

この新しい考え方である任意後見は、意思能力のあるときに自分の希望を表明し、能力がなくなった後も本人の意思を尊重して支援に当たるという方法である。これは事前的救済、事前の意思表明（advance directive）という考え方によるものである。

そして、これからの成年後見は、法定後見と任意後見の二つに支えられながらも、任意後見制度の優先的活用が重視される方向にある。つまり任意後見こそを後見制度の中核に位置づけ、法定後見制度はその補助的・副次的な制度として機能させていくということが世界の潮流といえる。

成年後見人には身上配慮義務が課されており、その一環として認知症高齢者に対する見守りをきちんと履行していれば、消費者被害の防止策として有効である点も権利擁護の視点からは重要である。

⑶ 社会福祉基礎構造改革

’00年（平成12年）6月、「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する法律」が公布・施行された。この改正は、社会福祉事業、社会福祉法人、措置制度など社会福祉の共通基盤制度について見直しを図ったもので、今後、社会環境の変化に伴い、増大・多様化が見込まれる国民の様々な福祉サービスの要望に応えるものである。

改正等の対象となった法律は、社会福祉事業法（社会福祉法に題名改正）、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法、民生委員法など8本である。

主な改正の内容は、第1に、利用者の立場に立った社会福祉制度の構築であり、とりわけ、障害者等のノーマライゼーションと自己決定の実現を図るため、利用者が事業者と対等な関係に基づきサービスを選択する利用制度に転換することである。また、利用者保護のための制度の創設として、民法の成年後見制度を補完する地域福祉権利擁護制度、苦情解決の仕組みの導入、利用契約についての説明・書面交付の義務付けなどである。

第2に、福祉サービスの質の向上を図るため、事業者によるサービスの質の自己評価などによる質の向上の責務やサービスを客観的に評価する第三者機関の育成などである。

第3に、社会福祉事業の充実・活性化として、社会福祉事業の範囲の拡充や社会福祉法人の設立要件の緩和などである。

第4に、地域福祉の推進であり、市町村社会福祉協議会を地域福祉の推進役として明確に位置付けた。また、住民の立場に立って活動を行う民生委員・児童委員の職務内容を明確にしたことなどである。

社会福祉基礎構造改革の基本理念は「ノーマライゼーション」と「自己決定の尊重」である。高齢者に続いて障害者についても、「措置制度」から「利用制度」へ大きく変化しようとしており、その権利を擁護し、自己決定を支援する仕組みが求められている。

また、障害者の高齢化が進む中で、障害者の「親亡き後」対策が課題であり、

その面からも、障害者の権利擁護と成年後見制度の活用、苦情解決の仕組みづくりが求められてきている。

最後に、消費者被害の防止のためには、高齢者・障害者の生活全体を地域全体で支援する権利擁護の仕組みの構築が不可欠である。厚生労働省が設置した地域包括支援センターの実効的な運用を期待したい。

Ⅳ．信託制度の活用と権利擁護

信託財産には委託者が設定した信託目的によって独立性を付与されており、それは信託法理上、委託者の指図権・取消権からの受託者の独立性、受託者の管理権・処分権・債務設定権の排他性、信託財産の受託者の個人債権者または相続財産からの独立性、管理行為から生じる受託者の責任の信託財産への限定等として具体化されている。このような信託の独立性の故に、信託財産の収益を後世の世代にまで順次分配することを可能とする持続性と安定性、信託財産の管理について利益対立が生じた場合の安全性等が保障され、また信託財産の管理に関して容易に裁判所に判断を求める可能性が確保されているのである。一方、受託者は委託者の支配を受けることなく信託財産を管理することも可能になるので、当然厳格な義務が課せられている。信託の本旨に従って善良なる管理者の注意をもって信託事務を処理すべき善管注意義務（信託法20条）、信託財産の固有財産化の禁止（同22条）、固有財産と信託財産との分別管理義務（同28条）、信託事務の自己執行義務（同26条）、信託違反のときの損失填補または信託財産復旧義務（同27条・29条）等である。

一般論としても信託は安全、確実、持続的な財産管理制度であるが、とりわけ高齢社会においては高齢者が意思能力を喪失したときの任意後見の機能を営む財産管理制度、および高齢者が死亡した後の自己の意思を実現させるための財産承継制度として役立つ（長期的管理機能）のみならず、年金信託制度等の老後に備えた財産形成制度（集団的管理機能）、公益信託のような蓄えた富の社会への還元制度（私益財産から公益財産への転換機能）としても有用なのである。さらに、信託には成年後見、特に任意後見に類似した権利擁護機能があ

る[2)]。

財産管理の一手法である信託は、対象となる財産の名義を管理者（受託者）へ移転することに大きな特色がある。したがって、当該財産の使用収益は従来どおりに継続しつつ、名義を移転し公示しておくことで、詐欺・脅迫等による不当な処分等を防止する機能を期待できる。この点に着目し、高齢者の財産の保全に信託を活用することが考えられる。

このような観点から活用が考えられるものとして、具体的には、不動産管理信託および有価証券管理信託があるが、有価証券については貸金庫等に保管する方法がより簡易な保全方法として多く利用されているため、ここでは不動産の場合のみ取り上げることとする。

⑴ 不動産管理信託

a 仕組み

不動産を信託財産として、その管理を行うことを信託目的とする信託。賃貸用の不動産につき利用されることが多く、テナント管理、建物の保守管理（通常は管理会社に委託）、固定資産税の納税等その不動産に関する一切の管理を受託者が行い、受益者には、テナント収入から管理のための諸経費及び受託者が報酬として受け取る信託報酬を控除した残額が交付される（図1参照）。

〔**図1**〕

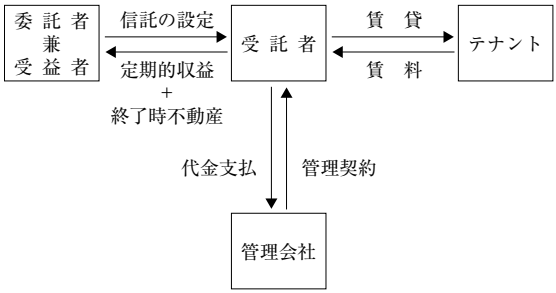

2) 基本的な考え方については、新井誠『成年後見法と信託法』（2005年、有斐閣）参照。

b　高齢者の財産保全のための利用

・賃貸用の物件を保有していれば、その管理に信託を利用することは可能である。

・賃貸用でなく、自宅として使用している不動産についても、管理の内容を限定することにより、利用することは可能である。自宅として使用されている場合には、テナント管理は不要であり、また、建物の保守管理も居住者が行い得るので不要となる。受託者の行う主たる管理は固定資産税の納付に関する事務処理等となる。

⑵　金銭を利殖しつつ部分的に費消する方法

退職金や資金を処分した対価等、比較的にまとまった資産がある場合、これを将来の蓄えとして安全かつ有利に利殖しつつ、その一部を日常の生活費等に充当したいというニーズは、特に高齢者にとっては高いものと思われる。

このような場合に対応する方法として、既存の信託商品の活用が考えられる。

a　金銭信託（合同運用指定金銭信託）に定時定額の特約を付与した仕組み

合同運用の金銭信託は、多数の人から信託された金銭を合同して運用し、各人の元本に応じて収益を分配するもので、通常の預金等と同様の機能を営む。

この金銭信託には各種の特約を付することが可能であり、特約の一つに定時定額払いの特約というものがある。これは、あらかじめ定められた日（毎月一定の日、毎年決められた月の一定の日等）に一定金額を金銭信託から取り崩して、指定された口座に入金していくというもので、取り崩しが完了する期間に対応した利回りが適用される。

b　収益分配型の貸付信託

合同運用指定金銭信託の一種である貸付信託には、満期まで収益計算を行

わない収益満期受取型と、半年ごとに収益計算を行う収益分配型があるが、この後者は半年ごとの収益計算日の翌日にその収益全額が分配され、指定された口座に入金されるので、元本をそのままにして収益だけを費消していくことができる。

いずれも、これにより金銭を管理運用しつつ、費消可能となった部分について必要に応じ財産管理者の預貯金の出入りサービスの提供を受けることで、日常の生活費に充当することが可能となる。

⑶ 墓地管理等のための信託（永代供養信託）

子供等のいない高齢者や、遺族に負担をかけたくないという者が、今後の供養や墓地管理の費用をあらかじめ一括して信託しておくことで、定期的支払手続の負担を軽減し、委託者死亡後もその金銭がなくなるまで、定期的にその費用に充当していくもの。上記の合同金銭信託に、定時定額等の特約を付したもので、受益者を費用の受取人である宗教法人等とした他益信託として設定する。

⑷ 特定贈与信託（特別障害者扶養信託）

特別障害者の親族や篤志家などの個人により、特別障害者の生活の安定を図ることを目的として設定される信託で、税制上の要件を充足することにより、最高6,000万円までの財産につき贈与税が非課税となる。

a　仕組み（図2参照）

〔図2〕

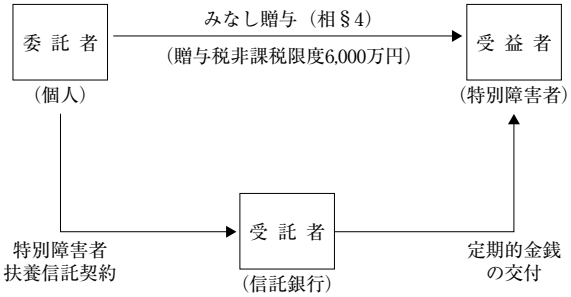

b　要件

・委託者

個人

・受託者

信託会社及び信託兼営銀行（以下「信託銀行」という）

・受益者

特別障害者（重度の精神薄弱者、二級以上の身体障害者手帳所有者、年齢65歳以上の重度の障害者等）

・信託財産

特別障害者の実際の必要に応じて定期的に金銭を給付する制度のため、果実を生じ、または容易に換金できるものとして、次のものに限定されている。

① 金銭

② 有価証券

③ 金銭債権

④ 立木及び立木の成立する土地

⑤ 継続的に相応の対価を得て他人に使用させる不動産

⑥ 受益者である特別障害者の居住の用に供する不動産

・契約要件

① 信託は受益者の死亡後6ヶ月を経過する日に終了する。

② 信託は、取消または解除ができず、受益者の変更もできない。

③ 受益者への信託財産からの金銭の給付は、定期的に、かつ必要に応じて適切に行う。

④ 信託財産の運用は安定した収益の確保を目的として適正に行う。

⑤ 信託受託権は譲渡したり、担保に供することはできない。

c　税制上の取り扱い

・贈与税

他益信託を設定した場合、設定時に委託者から受益者に対して贈与があったものとみなされる（相続税法4条）。しかし、上記要件を具備した特定贈与信託を設定した場合、受益権の評価額が6,000万円までは、贈与税の課税価格に算入されず、贈与税が非課税となる（相続税法21条の4）。

・所得税

信託財産の運用収益については非課税とならず、受益者の所得として課税対象となる。したがって、例えば、利子所得等の場合には、源泉徴収課税され、税引き後の利益を受け取ることになる。

⑸　公益信託

個人、法人等が、公益活動を行うことを目的として設定する信託で、民法上の公益法人とともに民間の公益活動の受け皿として社会的機能を営んでいる。

身寄りのない高齢者等で、自己の財産を社会のために役立てたいと考えている者が自ら委託者となって公益信託を設定することや、高齢者の福祉を目的とする公益信託を設定し、一般の寄付の受け皿等として活用することも考えられる。

a　仕組み（図3参照）

① 委託者と受託者との間で、あらかじめ綿密な打ち合わせを行う。
② 受託者が公益信託の引受けの許可につき申請する。
③ 主務官庁が書類審査の上許可を行う（公益信託は許可が成立要件）。
④ 許可後、委託者と受託者で「公益信託設定契約」を締結する。
⑤ 主務官庁は、財団法人に対するのと同様の監督のほか、公益信託事務の処理についての検査、受託者に対する処分命令等を必要に応じて行う。
⑥ 信託管理人は、不特定多数の受益者の代表者として、受託者の職務遂行を監督し、受益者の権限を行使する。
⑦ 運営委員会は、助成先の推薦等を行うほか、受託者の信託事務遂行の補助者として重要事項について意見を述べたり、勧告を行う。
⑧ 受託者は、運営委員会の意見に従い、助成金の交付等を行う。

b　関係当事者、活動内容

・委託者
個人、法人を問わず、誰でも可能
・受託者
特に制限はないが、後述の税法上の優遇措置を受けるためには信託銀行が受託者となることが要件
・受益者
社会一般の利益実現を目的とするため、不特定多数となる
・信託管理者
不特定多数の受益者の利益を援護し、公益信託の適切な運営を図るために置かれた機関
・運営委員会
信託法上には規定のない任意の機関だが、助成先の選考等の重要な役割を果たすものとして、設置が主務官庁の許可要件ともなっている

・活動内容

祭祀、宗教、慈善、学術、技芸その他公益の目的とした活動を行うものだが、現在、奨学金、奨励金、助成金等の資金助成を目的とした行動を行うのみで、受託者自ら事業を行うことは今後の課題である
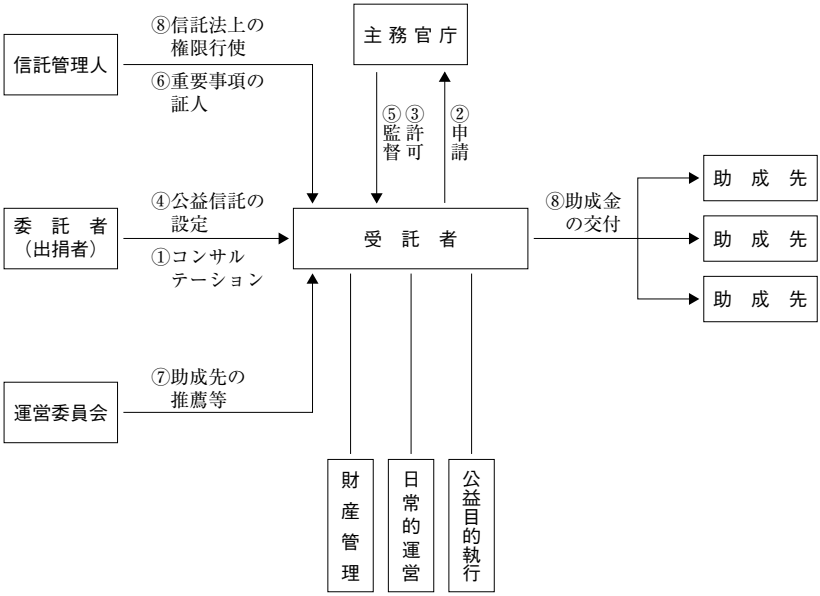
〔図3〕